○沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託

○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(二件)

○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○形質変更時要届出区域の指定

告

示

目

次

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

発 行

告 示

○宮城県告示第二百六十二号

宮

○土地改良区の定款変更の認可 (二件)

選挙管理委員会

○土地改良区の定款変更の認可

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区役員の就任の届出 ○都市計画決定の図書の写しの縦覧

(大河原地方振興事務所)

(水産業基盤整備課)

(都市計画課)

(水産業振興課)

(農村振興課) (農業振興課) (環境対策課)

(仙台地方振興事務所)

兀 四 \equiv \equiv \equiv \equiv \equiv

○証票の無効

城

県

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区

栗原市鶯沢南郷日向三十八番一の一部、 三十八番一の地先道の一部、 四十一番 <u>ー</u>の 部、

五十六

Ŧī.

(北部地方振興事務所)

Ŧī. Ŧī.

同

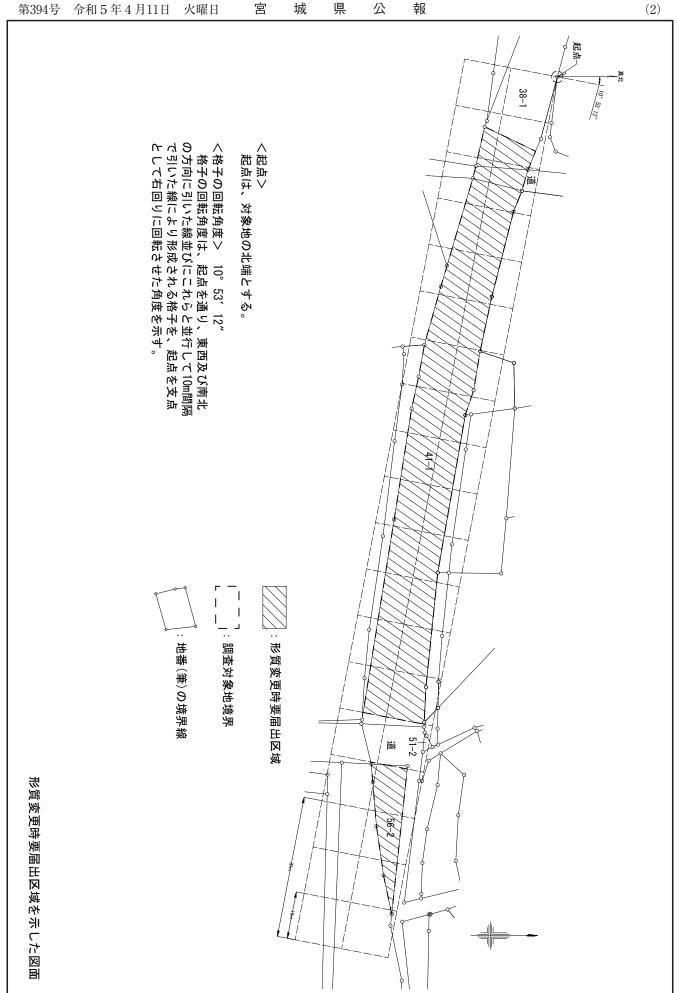
域として、次のとおり指定する。

形質変更時要届出区域

令和五年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

> 番 一の一部及び五十一番二の地先道の一部とし、 次の図のとおりとする。



令和五年四月十一日

の貸付に係る償還金の収納事務を令和五年三月二十九日次のとおり委託した。

城

○宮城県告示第二百六十三号 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 いない特定有害物質の種類 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合して 鉛及びその化合物

委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

みやぎ仙南農業協同組合

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県告示第二百六十四号

律第百九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり 県営川北地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法

する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知 縦覧に供する。 なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用

令和五年四月十一日

事に審査請求をすることができる。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

 \equiv 縦覧期間

令和五年四月十一日から令和五年五月十二日まで

縦覧場所

栗原市役所及び岩手県一関市役所

○宮城県告示第二百六十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善

資金に係る償還金の収納事務を令和五年三月二十四日次のとおり委託した。

令和五年四月十一日

(3)

委託の相手方

宮城県知事

村

井

嘉

浩

石卷市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

委託期間

農業改良資金

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六十六号

(平成元年宮城県条例第二十一号)第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設(以下「指定 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例

係る使用料の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

施設」という。)の内、閖上漁港の指定施設(護岸及び物揚場横泊地並びに物揚場横泊地)の使用に

令和五年四月十一日

委託の相手方

宮城県知事

村

井

嘉

浩

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

 $\stackrel{-}{-}$ 委託期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六十七号

(平成元年宮城県条例第二十一号)第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設(以下「指定 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例

施設」という。)の内、気仙沼漁港の指定施設(魚町二丁目護岸横泊地)の使用に係る使用料の徴収

事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年四月十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

委託の相手方

気仙沼漁業協同組合

気仙沼市魚市場前八番二十五

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六十八号

律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 富谷市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和四十三年法

令和五年四月十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類及び名称

1

種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

高屋敷西地区計画

縦覧場所

宮城県庁 (土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百六十九号

役員の就任について、次のとおり届出があった。 令和五年四月十一日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、川崎町土地改良区

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 佐 藤 静

哉

名 地架田郡川崎町大字支倉字上針十七番 住 所 役職名

宮

就

任

年

月

 \exists

氏

就任した者

○宮城県告示第二百七十号

令和五年三月二十四日

佐

藤 長

理

事

員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、亘理土地改良区役

令和五年四月十一日

宮城県仙台地方振興事務所

長 髙 橋 義

広

所

就任した者

就

任

年 月

 \mathbb{H}

氏

名 住 所 役職名

退任した者

- 令和五年三月二十一日	退任年月日
日	
下	氏
正	
博	名
亘理町逢隈小山字内堀	住
堀小八十六番地	所
 理 事	役職名
-	

令和五年三月二十二日	五年 五年 五年 五年 五年 三月 三月 二十 二 二十 二 二十 二 二十 二 二十 二 二十 二 二十	五年 五年 五年 五年 五年 五年 三月 二十二	五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 年 五 年 三 五 年 三 月 二 </th <th>五 年 三 月 三 月 二<!--</th--><th>五 年 三 月 二<!--</th--><th>五 年 三 月 三 月 二 月 二<!--</th--></th></th></th>	五 年 三 月 三 月 二 </th <th>五 年 三 月 二<!--</th--><th>五 年 三 月 三 月 二 月 二<!--</th--></th></th>	五 年 三 月 二 </th <th>五 年 三 月 三 月 二 月 二<!--</th--></th>	五 年 三 月 三 月 二 月 二 </th
日 日 松 武	松 武 安 渡 鈴 岩	松武安渡鈴岩浅木	松 武 安 渡 鈴 岩 浅 木 佐 石	松 武 安 渡 鈴 岩 浅 木 佐 石 阿	松 武 安 渡 鈴 岩 浅 木 佐 石 阿 我	松 武 安 渡 鈴 岩 浅 木 佐 石 阿 我 野
日	武安渡鈴岩	武安渡鈴岩浅木	武安渡鈴岩浅木佐石	武安渡鈴岩浅木佐石阿	武安渡给岩浅木佐石阿我	武 安 渡 鈴 岩 浅 木 佐 石 阿 我 野
	田邊木佐	田邊木佐川村	田邊木佐川村木垣	田邊木佐川村木垣部	田邊木佐川村木垣部妻	田邊木佐川村木垣部妻村
浩	信 清 寿 郎	信清寿文広	信清寿文広健康	信清寿文広健康賢	信清寿文広健康賢一	信清寿文広健康賢一和
	旦 山 山 町四 町 営 一 町 町 町 町 町 町 浦 町 町 海	旦 山 山 町四山 旦 理町 町 二 町町 3 げってい 町 まつけまつ まつまつ まつまつ まつまつ まつまつ まつまつ まつまつ ま	旦 山 山 町四山 旦 旦 旦 理 理 理 町 町 町 町 町 町 町 町 下 町 大 戸 支 芸 長 屋 大 戸 大 田町 本 古 長 屋 大 田町 全 一 古 田町 上 田町 全 一 古 田町 上 田町 上 田町 上 田町 上 田町 上 田町 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	旦 山 山 町四山 亘 亘 亘 旦 山 山 町四山 亘 理 理 理 理 元 元 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	旦 山山 町四山 亘 亘 亘 旦 山山 亘理 理 理 理 理 理 元 町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	亘 山 山 町四山 亘 亘 亘 亘 亘 亘 亘 更 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 更 面 町 事 空 上
	逢 つ 浅 ば ·	逢 つ 浅 ば つ 吉 吉 日 日 日 日 日 日 字 字 字 字	理	旦理町全田四十 三理町宇田字市田四十 三理町吉田字南原 三理町吉田字南原 三理町吉田字南原 三理町吉田字南原 三理町吉田字南原 三理町さばめの杜 はめの杜 はめの杜 かの料	理町字核小路 理町字核小路 元町のばめのに 産際高屋	理町字桜小路五十番地二理町字桜小路五十番地二理町字桜小路五十番地二理町字台田四七番地四理町吉田字中原五十六番地三理町吉田字市田字市原二百五十五番地営つばめの杜佳宅D二十五番地一元町つばめの杜住宅D二十五番地一元町つばめの杜在下目八番地三元町つばめの杜五丁目八番地三元町つばめの杜五丁目八番地二元町つばめの杜五丁目八番地二元町ではめの杜五丁目八番地二元町ではめの杜五丁目八番地二元町ではめの杜五丁目八番地二元町を関高屋字鷹野橋十二番地
	屋字鷹野橋十二番地字新館前百十四番地字新館前百十四番地二の杜五丁目八番地二	中原五十六番地三 中原五十六番地千四十 流百四十六番地千四十 の杜三丁目十三番地十 の杜三丁目十三番地十 を新館前百十四番地一 の杜五丁目八番地二	屋 の	屋 の 中原 五十十 中原 五十十 中原 五十十 中原 五十十 中原 五十 中原 五十 十 日 日 日 日 日 日 日 日	屋 字	E
橋十二五		原五十六番地三 百四十六番地千 在宅D二十五 — 住宅D二十五 — 村五丁目八番地千		丁 前 D 丁 十 十 百 五 地 十 五 目 万 日 十 六 番 地 五 番 八 十 五 地 五 地 五 地	TE	Table Tab
番地二	五二二二十二二二二十二二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	番 千 三 世 十	十 十 十 五 番地 五 番地 三 番地 三 番地 三 番地 三 一 十 十 十	番 - 番 千 三 番 地 - 1 十 十 三 1	番 - 番 千 三 番	番 工 番 千 三 番 地 一 世 一
理理理	理理理					
事事		# # # # #	東東東東東東	車 車 車 車 車 車	車 車 車 車 車 車	事事事事事事事事事

(5)	令和!	5年4	月11日	火曜	<u> </u>		呂	城		<u> </u>	公	報						第394	号	
	宫成県山台也方辰興事務听令和五年四月十一日	地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台	第二項の規定により、令和五年三月三十一日認可した。		令和五年三月二十一日 岸 田 幸 雄 山元町大平字原十九番地三 監 事	令和五年三月二十一日 鈴 木 俊 亘理町吉田字村百十九番地 監 事	令和五年三月二十一日 松本俊彦 地 里町逢隈十文字字佐渡百四十三番 監事	令和五年三月二十一日 阿 部 賢 一 山元町坂元字原一 十五番地 理 事	令和五年三月二十一日 大友孝章 亘理町逢隈榎袋字砂金百九十二番地 理事	令和五年三月二十一日 横山忠昭 亘理町荒浜字上新田五十番地一 理事	令和五年三月二十一日 志子田 孝 夫 山元町つばめの杜三丁目八番地六 理 事	令和五年三月二十一日 菊 地 義 光 山元町山寺字頭無二百十二番地 理 事	令和五年三月二十一日 渡 辺 成 寿 山元町髙瀬字赤坂七十八番地二 理 事	令和五年三月二十一日 武 田 真 芳 — 亘理町吉田字松元百八十一番地 理 事	令和五年三月二十一日 齋藤盛夫 亘理町吉田字南上二百三十二番地一 理事	令和五年三月二十一日 日 下 清 一 亘理町長瀞字平場三十七番地二 理 事	令和五年三月二十一日 我 妻 一 康 三理町字桜小路五十番地二 理 事	令和五年三月二十一日 高橋 久 壽 亘理町字祝田十六番地 理 事	令和五年三月二十一日 野村和則 亘理町逢隈牛袋字水口八十六番地一 理事	
1	証 票 番 号 動	証票番号	記		令和五年四月十一日 は、令和五年三月三十日以		○宮選管告示第三十五号	\ 22		令和五年四月十一日	地方裁判所にこの認可に対なお、この認可があった	二項の規定により、令和五	荒川堰土地改良区の定款の宮城県告示第二百七十三		令和五年四月十一日	地方裁判所にこの認可に対	なお、この認可があった 条第二項の規定により、会	鳴瀬川沿岸土地改良区の	○宮城県告示第二百七十二	

^県告示第二百七十二号

項の規定により、令和五年三月二十七日認可した。 川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十

所

長

髙

橋

義

広

判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

宮城県北部地方振興事務所

所 長 駒 井 達

貴

^{県告示第二百七十三号}

規定により、令和五年三月三十日認可した。 堰土地改良区の定款変更について、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第

判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

宮城県北部地方振興事務所

所 長 駒 井 達

貴

選挙管理委員会

官告示第三十五号

和五年三月三十日以降無効とする。 選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票

記

宮城県選挙管理委員会

委員長

皆

Ш

章

太 郎

号 候 第 三号の○四八

号 第

1 二号の〇四六